

2024年（令和6年）第4回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）4月16日（火）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）4月16日（火）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）4月30日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 2023年度（令和5年度）福山市農業委員会活動報告について
議案第7号 2024年度（令和6年度）福山市農業委員会活動計画（案）について
議案第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 6 報告事項
（1）農地法等に関わる専決処分・届出等について
（2）2023年度（令和5年度）農業委員会互助会収支決算報告
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 能宗 秀典
13番 山本 明 15番 谷本 耕造 以上13名
- 8 欠席委員
8番 小林 輝仁 14番 須藤 薫雄
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局 局長 林 茂晃 事務局 次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松永出張所 花田 宏
北部出張所 藤井 勝俊 沼隈支所出張所 松原 美和
神辺出張所 板谷 浩司 以上 7 名

1 1 議事内容

午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	ただいまから、2 0 2 4 年（令和 6 年）第 4 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。 — 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。 委員総数 1 5 名のうち、 出席委員 1 3 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 3 番 土屋 智樹（つちや ともき）委員と 議席番号 1 1 番 下江 京子（しもえ きょうこ）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 4 年（令和 6 年）第 4 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書次第の 4 議事 議案第 8 号「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」取り下げ、これに伴い、議案書 8 ページの削除をお願いします。この内容については、次回第 6 回に上程いたします。以上です。
議 長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。

委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、4月24日の午前9時00分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員7名 全員の出席により、議案第1号5件、議案第3号3件、合計8件について審議しました。 《第3条》 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から5番について報告します。 1番と2番は関連案件です。 1番では城興ヶ丘の渡人が、2番では引野町の渡人が、それぞれの申請地について、所有権を交換するものです。 3番は、東深津町の受人が、地吹町の渡人から申請地の持分贈与を受けるものです。受人の持分は、二分の一から全部となります。 4番は、千田町の渡人が、申請地を後継者へ貸与するものです。 5番は、新涯町の渡人が、同町の受人に申請地の所有権を遺贈するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、4月25日の午後1時00分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中全員の出席により、議案第1号6件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号1件、合計11件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から11番について報告します。 6番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 7番は、9ページの農地法5条の規定許可申請5番と関連案件です。赤坂町の借受人が、同町の貸人から申請地の区分地上権を設定するものです。 耕作を目的とした、農地法第3条許可申請については、既に令和3年12月28日付けで許可となっています。 8番は、赤坂町の受人が、宇都宮市清原台の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。

委 員 4 番 野田 (つづき)	9 番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から贈与にて申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 10 番は、赤坂町の受人が、緑町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 11 番は、後継者である沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、4月25日、午前9時15分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中5名の出席により、議案第1号11件、議案第3号1件、議案第4号1件、合計13件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12番から22番について報告します。 12番と13番は関連案件です。金江町の受人が、12番で本郷町の渡人から、13番で引野町五丁目の渡人から、それぞれ譲受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 14番から20番は関連案件です。本郷町の受人が、14番で今津町三丁目の渡人から、15番、16番、18番、 19番で本郷町の渡人4人から、17番で東京都小平市の渡人から、20番で能島町一丁目の渡人から、それぞれ譲受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。 21番は、今津町の受人が、尾道市西久保町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 22番は、金江町の受人が、若松町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。

委員 10番 安原	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、4月25日の午前11時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。 委員13名中11名の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号4件、の合計10件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページ23番から6ページ26番について報告します。 23番は、芦田町の受人が自宅前の申請地を同町の家主から譲り受け、季節野菜を栽培して新規就農するものです。 24番は、加茂町の受人は同町の渡人から申請地を利用権で使用貸借しています。この度、所有権を取得して、引き続き水稻を栽培していくものです。 25番は、新市町の受人が同町の渡人から土地建物を取得し、隣接する申請農地は贈与により譲り受けます。転居後、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 26番は、新市町と駅家町の受入夫婦が新市町の渡人から農地を含む土地建物を取得し、転居後、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 いずれの案件も譲受人は、農作業経験等があり、必要な農機具等も確保予定であり許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、4月25日、午前9時40分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号3件、議案第4号1件の合計4件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ27番から29番について報告します。 27番は、申請地の東中条の田3筆計1,572㎡について、新市町大字宮内の渡人から、駅家町大字法成寺の受人が譲り受けて、水稻の耕作をして新規就農をするものです。 28番は、申請地の八尋の田2筆計1,820㎡について、大阪府茨木市の渡人から、岡山県井原市大江町の受人が贈与により譲り受け

委 員 13番 山本 (つづき)	て、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。 29番は、申請地の平野の畑458㎡について、東京都^{ふっさ}福生市の渡人から、伊勢丘四丁目の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ1番について報告します。 1番は追認許可案件です。代々申請者の生家へ出入りする進入路及

委 員 10番 安原 (つづき)	び露天駐車場に転用しているもので、顛末書の提出を受けております。 場所は福相小学校の東400メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。

委 員 1 番 佐藤	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 1 番から 3 番について報告します。 1 番は、坪生町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、進入路及び露天作業場として整備するものです。 場所は、坪生小学校の北東、約 2. 1 キロメートルです。 2 番は、千田町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、宅地を拡張するものです。 場所は、千田小学校の東、約 1. 4 キロメートルです。 3 番は、草戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。 場所は、明王台高校の南東、約 8 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 4 番から 6 番について報告します。 4 番は、水呑町の受人が、岡山市北区の渡人から申請地を譲り受け、屋根付き作業場として整備するものです。場所は、福山市役所の西南約 3、5 0 0 メートルです。 この案件は隣地の屋根付き作業場を所有権移転するにあたり、申請地に越境していることが判明し、この度顛末書を徴取し追認案件として、整理するものです。 5 番は、2 ページ 7 番の関連案件です。 赤坂町の借受人が、同町の貸付人から申請地に使用貸借権を設定し、3 年間の一時転用として、営農型太陽光の支柱基礎部分を整備するものです。場所は、赤坂小学校の西南、約 2 0 0 メートルです。 6 番は、千葉市中央区の法人である受人が、箕島町の渡人から申請地を譲り受け、売電用の太陽光パネルを整備するものです。場所は、箕島小学校の東南、約 8 0 0 メートルです。 申請地は既に造成しており、顛末書の添付があります。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。

委 員 7 番 岡本	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、7 番について報告します。 7 番は、尾道市高須町の受人が、同町の渡人から譲受けて、自分が勤務する会社向けの貸露天資材置場及び貸露天駐車場を設置するものです。場所は、高西南公園から、北へ約 4 3 0 メートルのところですか。場所。場所は、高西南公園から、北へ約 4 3 0 メートルのところですか。本年第 1 回総会の議案第 3 号 3 番との関連案件です。追認案件として提出を受けた顛末書に、今回の申請地の一部も露天駐車場として使用されており、今後、農地法上の整理を行うということが盛り込まれておりました。今回の申請は、その顛末書に基づくものです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 9 ページ 8 番について報告します。 8 番は千田町三丁目の受人が申請地を譲り受け、戸建住宅を建築するものです。 場所は常金中学校の南 1. 7 キロメートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 3 号の案件について、「5 番」は農業振興地域農用地区域内の一時転用案件です。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

	なお、「５番」は営農型太陽光発電の案件のため、常設審議委員会への意見聴取案件です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号の「５番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号の「５番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４番 野田	議案第４号「非農地証明について」の１番について報告します。 １番は、大阪府枚方市の申請人が、明治３７年より住宅敷地として利用しています。 場所は、高島小学校の西南、約１、１００メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 ７番 岡本	議案第４号「非農地証明について」の２番について報告します。 ２番は、藤江町の申請人が、昭和４５年頃から、住宅進入路として使用していたものです。場所は、藤江保育所から、南へ約１１０メートルのところでは。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困

	難であり，証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	それでは，議案第4号「非農地証明について」の10ページ3番から6番について報告します。 3番の加茂町字北山の2筆は，昭和46年6月頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し，山林原野化しているものです。 場所は四川ダムの北800メートルの所です。 4番の駅家町大字助元683は，昭和35年頃から耕作放棄していたところ，竹木等が繁茂し，山林となっているものです。 場所は雨木池の南600メートルの所です。 5番の駅家町大字助元3495－2は，昭和35年頃から耕作放棄していたところ，雑木が繁茂し，山林となっているものです。 場所は雨木池の南1，700メートルの所です。 6番の新市町大字宮内1187－2は，昭和45年6月から昭和55年にかけて住宅や物置を建築し，住宅敷地となっているものです。 場所は網引小学校の南300メートルの所です。 現地調査をしましたが，農地性はなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	議案第4号「非農地証明について」10ページ7番について報告します。 7番は，八尋の申請人が，申請地である八尋の畑311㎡について，昭和52年頃から自宅隣の物置敷地として利用して現在に至っています。場所は神辺東中学校から東へ約1.5キロメートルのところですよ。 現地調査を行いました，農地性はなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第４号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。 次に、議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の１番について報告します。 １番は山手町の相続人である子が、津之郷町の申請地の 畑４筆 １１４４．２２㎡と田１筆 ５６８㎡を相続税の納税猶予 特例適用の対象農地として利用するものです。 この内、畑１筆は部分的に、宅地や駐車場として利用していること、 田１筆は、口約束にて他の者が耕作していることを確認しました。 これについては、税務署との協議をするよう伝えています。 申請の農地部分については耕作されており、農地として適正に管理 されています。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第５号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全委員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第５号は原案のとおり決定します。 次に、議案第６号「２０２３年度（令和５年度）福山市農業委員会

議 長 (つづき)	活動報告について」を上程します。 事務局から報告してください。
事務局	まず、資料の訂正をお願いします。 「２０２３年度（令和５年度）福山市農業委員会活動報告」の２ページ中段の開催日１２月２８日の第１２回総会における附議事項等欄の「福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」と「福山市農業委員会処務規則の改正について」の削除をお願いします。 それでは、２０２３年度（令和５年度）福山市農業委員会活動について報告します。 資料の「２０２３年度（令和５年度）福山市農業委員会活動報告」に沿ってご説明いたします。 まず、「Ⅰ委員会活動」における「１会議」の「（１）総会」についてです。 １ページから２ページをご覧ください。 昨年度は総会を１２回開催しております。 総会における審議案件等は、農地法各号の規定による許可申請に対する処分ほか、諮問に対する答申、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集などについて審議いただきました。 次に、「（２）の役員会」についてです。３ページ上段をご覧ください。 役員会は、昨年度２回開催し、「農業委員会の活動」や「農業委員・推進委員の募集選定」などについて協議いただきました。 次に、３ページ中段から下段の「２研修」についてです。 まず、「農地パトロール」関係として、７月の全体研修で「農地パトロール（農地利用状況調査）の実施について」でタブレット端末の全体研修を、８月には、追加研修としてタブレット操作を１７日から１９日までの３日間に分けて研修いただき、９月には各地区協議会に分かれて、現地でのタブレット操作の研修を実施しました。 次に、１２月の尾道市におけるブロック研修会で、「農業委員会をめぐる情勢」や「目標地図の素案づくりと地域計画」について研修しています。 続いて２０２４年１月には、広島県就農支援課へ講師をお願いした「地域計画について」の委員全体研修を実施しています。 また、８月の女性委員研修会に参加をし、女性農業委員の登用や活動推進について研修しています。 次に、「３関連諸会議等」についてです。４ページをご覧ください。

事務局 (つづき)	(1) 広島県農業会議等主催の会議関係について、「農業委員会会長・事務局長会議」が3回開催、出席し、農業委員会活動や中間管理機構との連携、地域計画の策定についての取り組みなどについて協議されました。 次に、(2) 常設審議委員会です。 毎月18日に意見聴取案件に対する審議が行なわれており、会長が委員として出席されています。 説明案件がある場合は、説明者として事務局員も出席しています。 続いて「農地移動の実態」についてご説明します。 お配りしています資料の「2023年度(令和5年度)農地移動の実態」をご覧ください。 3ページをご覧ください。 農地法第4条の申請及び届出のまとめです。 市街化区域以外が22件で約0.96ヘクタール。市街化区域が82件で約3.36ヘクタールでした。 4ページ、5ページはそれぞれの用途別の転用状況です。 6ページは、農地法第5条の申請及び届出のまとめです。 市街化区域以外が110件で約7.91ヘクタール。市街化区域が433件で約23.79ヘクタールでした。 権利の実態は筆数、面積とも約9割が所有権移転となっています。 7ページ、8ページはそれぞれの用途別転用状況です。 次に、10ページをご覧ください。転用の用途別では、「住宅」用地が最も多く、続いて「その他」、「太陽光発電設備」、「他の建物施設」、「工場」の順となっています。 11ページは農地法第3条の許可申請のまとめです。許可件数は292件で約24.37ヘクタールでした。権利の実態は筆数、面積とも約9割が所有権移転となっています。 13ページは農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の実績です。件数は358件で、3月末時点の設定面積は241.5ヘクタールでした。 14ページは農地中間管理事業の2023年の実績です。件数は17件で、3月末時点の設定面積は約56.6ヘクタールでした。 15ページはその他農業委員会で審議・報告した件数を取りまとめています。報告は以上です。
議長	ただいま、農業委員会活動報告について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり承認されました。 次に、議案第 7 号「2024 年度（令和 6 年度）福山市農業委員会活動計画（案）について」を上程します。
議 長	事務局から説明してください。
事務局	資料「2024 年度（令和 6 年度）福山市農業委員会活動計画（案）」をご覧ください。 組織活動として、本年度は、総会について、委員改選の総会の開催を含めて計 13 回を予定しています。 委員改選の総会については、5 月 1 日に開催し、また、通常の総会は毎月下旬に開催することとしています。 また通常の総会では、農地の権利移動や転用の許可案件以外の案件として、10 月と 3 月に「農業振興地域整備計画変更の諮問に対する答申について」を議題とする予定です。 総会に諮る議題や協議事項がありましたら別途議案を追加することになりますのでよろしくお願いします。 また、役員会は 4 月と 9 月、研修会については、全体研修を 7 月と 1 月に、また、推進委員を対象としたタブレット研修を農地パトロール実施前に計画をしています。 次に、最適化活動強化月間についてです。 利用権設定の取りまとめの月である 4 月、9 月、1 月とその前月の 2 ケ月間を最適化活動強化月間と定め、取り組みの推進をするものです。 次に、農地調整協議会についてです。 農地法その他の関係事項についての申請案件等は、市内 5 地区の農地調整協議会を経て総会で審議されることとなるため、毎月 25 日を中心に開催することとしています。 次に、農地利用状況調査への取り組みです。 昨年度と同様、本年度についても、8 月から 10 月にかけて、農地

事務局 (つづき)	利用最適化推進委員会を中心に遊休農地等の調査を実施予定としています。 また、農地の利用意向調査を年間通じて取り組んでいただき、その結果を遊休農地解消や農地の有効利用に役立てていきます。 最後にその他の活動として、農業者年金相談活動や全国農業新聞新規購読の推進について随時取り組んでいく計画としています。 説明は以上です。
議長	ただいま、2024年度（令和6年度）委員会活動計画（案）について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等もないようですので、採決します。 議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第7号は原案のとおり承認されました。 次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の12ページから20ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、31件を事務局長専決で受理しました。 次に、21ページ、22ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、23ページから29ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条8件、5条35件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、30ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第

事務局 (つづき)	4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。 次に、31ページ、32ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が9件ありました。 次に、33ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、次に、「2023年度（令和5年度）農業委員会互助会収支決算報告」について、事務局から説明してください。
事務局	2023年度（令和5年度）農業委員会互助会収支決算報告について」を説明します。 お配りしている資料「2023年度（令和5年度）農業委員会互助会収支決算書」をご覧ください。 収入金額については、前年度繰越金が147,000円、年会費について昨年度については、徴していませんので0円、全国農業新聞普及助成金が6,000円で合計が153,000円となっています。 支出金額については、弔慰金が15,000円、見舞金が10,000円、弔電が944円、新年会助成が23,520円で合計が49,464円です。 収入金額と支出金額の差し引き額の103,536円が次年度繰越金となっています。 この2023年度の互助会収支決算については、谷邊会長に2024年（令和6年）4月5日付で監査をいただいています。 なお、2024年（令和6年）4月30日をもって現行の農業委員・最適化推進委員の任期が満了となりますので、4月30日をもって一

事務局 (つづき)	且清算し、返金をする予定としています。 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして２０２４年（令和６年）第４回福山市農業委員会総会を終了します。 皆様お疲れ様でした。

午前１０時４５分閉会